

滋 環 政 第 5 5 8 号

平成 24 年(2012 年)6 月 6 日

滋賀県環境審議会

会長 森澤 眞輔 様

滋賀県知事 嘉田由紀子

滋賀県環境影響評価条例の改正について（諮問）

下記諮問事項について、貴審議会の意見を伺います。

記

諮問事項

滋賀県環境影響評価条例の改正はいかにあるべきか。

諮問理由

大規模な開発事業等の実施前に、事業者自らがその環境影響について評価を行い、環境の保全に配慮する環境影響評価は、環境悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくための極めて重要な施策であります。本県では、昭和56年に「滋賀県環境影響評価に関する要綱」に基づく制度をスタートし、全国的に先駆けたこれら諸般の問題に対して取り組みを開始してまいりました。その後平成9年に環境影響評価法（以下「法」という。）が制定されたことから、県の制度と国の制度との整合性に留意し、行政運営の公正の確保と透明性の向上に向けて適切に対応するため、平成10年、「滋賀県環境影響評価条例」（以下「条例」という。）を制定し、法および条例に基づく環境影響評価手続の適用実績は着実に積み重ねられ、環境保全に配慮した事業の実施を確保する機能が着実に果たされてきております。

法では、法付則において「この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされております。国においては法の施行を通じて浮かび上がった課題や、生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、行政手続のオンライン化等の社会情勢の変化に対応するため、平成21年より中央環境審議会において議論され、平成23年4月に法の一部改正が成立・公布されたところです。

本県においても、法改正の趣旨に鑑み、また県の制度と国の制度との整合性に留意することが必要であります。

以上のことから、条例改正の必要があると考えられますので、貴審議会の意見を問う次第であります。